

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 障害者支援
施策番号： 06 - 01

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	01	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	37.5	40.9	41.7	45.7	47.9
B	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100.0	78.0	77.7	77.8	82.8	99.4
C	委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	27,896	30,392	33,684	27,209	26,256
D										
E										

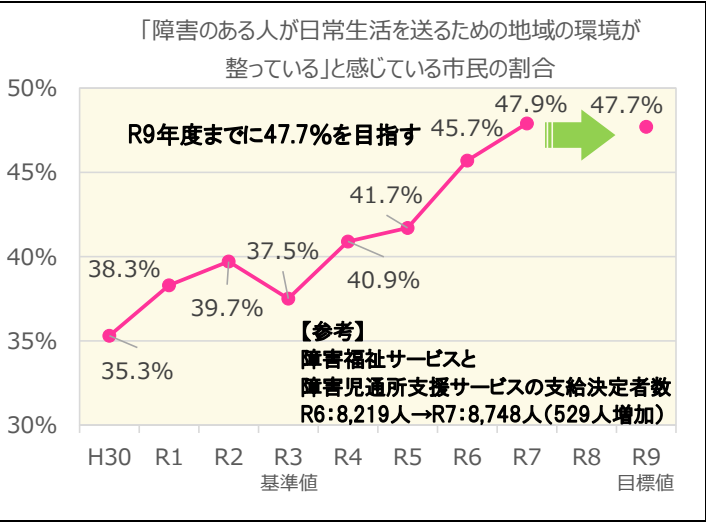
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【健康に暮らす(保健・医療)】 (目的)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。	
①《医療的ケア児の支援》 本市が把握する医療的ケア児の家族向けに、支援ニーズに係るアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、医療的ケア児を介護する家族の休息等のため、医療保険による訪問看護派遣の上限に達した後に派遣を行った場合には、その相当額を市が負担する「医療的ケア児在宅レスパイト事業」を令和8年度から開始することとした。	①「医療的ケア児在宅レスパイト事業」については、実施状況を見る中で、対象や上限時間の設定の妥当性等を検証する必要がある。 また、医療的ケア児のほかに、常時のケアを必要とする重度心身障害児・者等の家族についてもケアに係る負担が大きく、レスパイト支援の必要性が高いと思われるが、その主体となる重度心身障害児・者に対応した短期入所等の社会資源が不足している状況にある。
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 (目標指標A・B・C) (目的)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。	
②《地域における障害福祉サービス等の整備》 障害福祉サービス等においては、就労継続支援、共同生活援助をはじめ、各サービスで支給額が伸びを示しており、障害福祉計画上の計画値に対する実績値においても、令和6年度末時点で居宅介護等の訪問系サービスや共同生活援助などで計画値を達成している。これらを背景に、障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合についても目標値を達成した。 ③《サービス等利用計画の作成》 障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は令和6年度末の8,219人から8,748人に増加(+529人)している。令和6年11月からセルフプランを導入した結果、サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成状況は、1,895人増加(6,802人→8,697人)し、作成率は99.4%(8,697人/8,748人)となった。このうちセルフプランは2,267人であり、セルフプランを除いた計画作成率は73.5%となっている。 ④《相談支援の充実》 委託相談支援事業所の延べ相談回数は令和6年度27,209回から令和7年度26,256回となっており、大きな変化は見られない状況である。令和7年度は自立支援協議会の組織編成について検討し、支援困難ケース等の個別支援事例検討の場である。あまがさき相談支援連絡会を自立支援協議会内に位置付けることで、個別支援事例の検討から地域課題の検討につなげられる仕組みを整備した。また、その他の各サービス事業所のネットワーク会議についても自立支援協議会内に位置付け、相互の関連を整理することで、新たに自立支援協議会に求められる役割を果たすことができるよう組織体制の整備を行った。そのほか、委託相談支援事業委託経費が平成24年度から据え置きになっていたため、委託相談支援事業所の体制確保のため一定の人件費相当額の引上げを令和8年度から行うこととした。 ⑤《日常生活用具の給付》 利用者の声をもとに申請回数等の運用改善に努めた結果、利用件数が令和6年度11,602件から令和7年度12,398件と796件増加した。 ⑥《公共施設マネジメントの進捗》 あいあい分場は、利用者の既存事業所への分散での吸収等により、令和7年度末をもって閉鎖となった。	②障害福祉計画では、これまで過去の実績値(利用者の需要の伸び)を勘案して各サービスの計画値を定めてきたが、令和8年度の国の臨時報酬改定において一部サービスにつき新規事業所の報酬単価の引下げ等抑制の観点が盛り込まれたことから、今後各サービスの計画値を定めるに当たり、地域の実情を踏まえたより適正な計画値とすることが求められている。 ③国においては、利用計画の達成率から、のぞまないセルフプラン(相談支援専門員の不足等により利用者がセルフプランの作成を余儀なくされること)の件数をゼロにすることに目標を切り替えており、そのために相談支援専門員の計画的な育成により地域の相談支援体制の充実・強化を図ることが求められている。 ④自立支援協議会をはじめ、あまがさき相談支援連絡会、各サービス事業所のネットワーク会議が有機的に機能するよう、随時のモニタリングにより調整を図っていく必要がある。委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにつき、それぞれの役割をより明確化し、適正な委託経費を算定する必要がある。 ⑤令和5年度に品目や基準額を改定したが、実施以降に、ストマ装具をはじめとして、近隣市での品目追加や基準額改定に伴い、新たな要望が出されており、実態に応じた見直しが必要となっている。 ⑥令和8年度に身体障害者デイスサービスセンターの長寿命化改修計画に係る実施設計が予定されているが、コロナ禍前に比べて、利用者が大幅に減少していることから、利用者の需要に見合った提供体制を分析した上で、施設の在り方について検討する必要がある。また、あぜくら分場については、引き続き、法人と方向性について協議する必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	医療的ケア児在宅レスパイト事業
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	尼崎市障害者計画・障害福祉計画の策定
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	(仮称)重層的支援システムの導入
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・近年、障害福祉サービス等の事業所数や支給量等が大幅に増加している中、今年度策定する次期障害福祉計画には本市の実情と国の動向を踏まえた計画値を反映させる。また、計画策定にあたっては、当事者団体や関係機関等とも十分に意見聴取・協議等を行った上で、必要なサービス量の確保と質の向上の両立に取り組む。
・「医療的ケア児在宅レスパイト事業」において、医療的ケア児を介護する家族などへの負担軽減を図るとともに、当事者や家族・事業者向けのアンケート調査を実施し、レスパイト支援におけるニーズや社会資源を把握すること、重度心身障害児・者等へのレスパイトの施策を検討する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名: 障害者支援
施策番号: 06 - 02

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	552	622	671	738	779
B	委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29～R3平均)	人	—	190	199	219	198	231
C	委託就労支援機関(就労生活・支援センターみのり)を通じた就労者数	↑	34 (H29～R3平均)	人	54	24	20	26	37	54
D	障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	17	26	26	30	34
E	身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	12,644	18,407	22,191	20,970	24,946

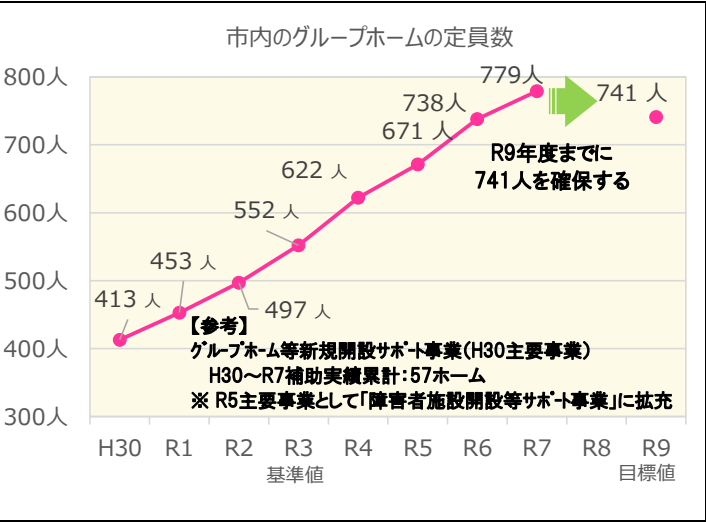
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【育つ・学ぶ(療育・教育)】 (目標指標B) (目的)障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。 ①《障害児通所支援の提供体制の整備》 発達障害の人等の委託相談支援事業所等における相談者数は231人となっているが、その他にもいしあ等の相談機関や乳幼児健診、医療機関での相談等から発達障害の傾向がある児童が専門療育につながった結果、令和6年度は児童発達支援の利用日数が約4.9%、放課後等デイサービスの利用日数が約2.2%の増加となったが、計画値に対しては約90%程度の実績であった。 ②《児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保》 たじかの園において、令和7年度は保育所等訪問支援58件、障害児等療育支援事業における施設支援一般指導事業として法人保育園、幼稚園等に71件の支援を、あこや学園では保育所等訪問支援25件の支援を行うなど、地域のインクルージョン推進の中核的な機能を推進した。	
【働く(雇用・就労)】 (目標指標C・D) (目的)一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。 ③《就労支援の実施》 委託就労支援機関の支援で54人(前年比17人増)が一般就労につながった。また、令和7年10月から新たなサービスとして追加された就労選択支援事業については、現在2事業所が指定されており、これら事業所と特別支援学校との協議等を進めることで制度の利用につながった。 ④《障害者就労施設の受注機会の拡大》 前年に続き店内販売「厄うえるフェア」など物品等の販売会を計34回開催したほか、共同受注支援により発注企業(11社)から19施設への契約に結び付けた。また、日本GLP(株)との包括連携協定の一環として、障害者雇用への理解増進と雇用の促進に向けた具体的な連携内容の協議を行った。 ⑤《市役所における障害者雇用の取組》 尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを16人任用し、様々な環境下で経験や実績を積みスキルアップを図れるよう、市役所周辺の道路清掃や紙資料のデータ化など多様な業務に取り組んだ。また、令和8年度向けには、障害のある方を対象とした各局による会計年度任用職員(非常勤事務補助員)の直接任用を拡大した。	
【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】 (目標指標A) (目的)地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。 ⑥《グループホームの整備促進》 市内グループホームの定員数は、令和6年度末の738人から779人と着実に増加(+41人)し、うち10ホーム(定員55人)に「障害者施設開設等サポート事業」で開設経費の一部を助成した。バリアフリー改修等補助については、6ホームに対して段差解消等の補助を実施した。	
【地域でつながる(生涯学習活動)】 (目標指標E) (目的)地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。 ⑦《身体障害者福祉センター・身体障害者福祉会館》 身体障害者福祉センターの利用者数は16,404人に増加(+2,964人)し、身体障害者福祉会館は8,542人に増加(+1,012人)した。	
①これまでの障害福祉計画では、過去の実績値をもとに障害児通所支援サービスの計画値を定めてきたが、事業所数や支給量が大きく増加する中、国においても、質の高い、かつ適切なサービス提供の観点から、地域における児童数の推移、重度心身障害児等のニーズや保育所等での受入状況を踏まえて計画値を定める旨が示された。 ②児童発達支援センターとして求められる中核的な機能のうち、障害児通所支援事業所の増加に伴うスーパーバイズ機能と、保育所等での障害児受入れ進展に伴うインクルージョン推進の機能に係るニーズは今後も増加が予想される。 ③令和8年7月から民間事業所の法定雇用率が2.5%から2.7%となり、採用意欲の高まりが予想される一方、就労にあたって多くの配慮を必要とする重度障害者については、障害者雇用納付金制度に基づく助成金はあるものの、なかなか雇用が進まない状況がある。 ⑤市役所における障害者の任用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、令和8年7月からの法定雇用率の上昇(市長事務局3.0%)も念頭に置いて取り組む必要がある。また、各局任用の拡大にあたっては、更なる合理的配慮の理解浸透や適切な業務の切り出し支援、お悩み相談への対応等が行えるようにサポート体制を強化する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	たじかの園の体制拡充(たじかの園指定管理者管理運営事業、たじかの園施設整備事業)
2	
3	
4	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・市内の重度障害者対応が可能なグループホーム設置を促進するため、昨年度に実施した事業者向けアンケート結果と事業所ネットワーク会議での聞き取り調査などを活用し、具体的な支援策へつなげる。 ・高齢期に差し掛かる障害者を介護している高齢の親は、身体・精神的な負担が大きく、今後の生活に不安を感じているため、世帯の支援策について、当事者や事業者等から意見を聞き、実態を把握しながら、丁寧な議論を進める。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 障害者支援
施策番号： 06 - 03

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

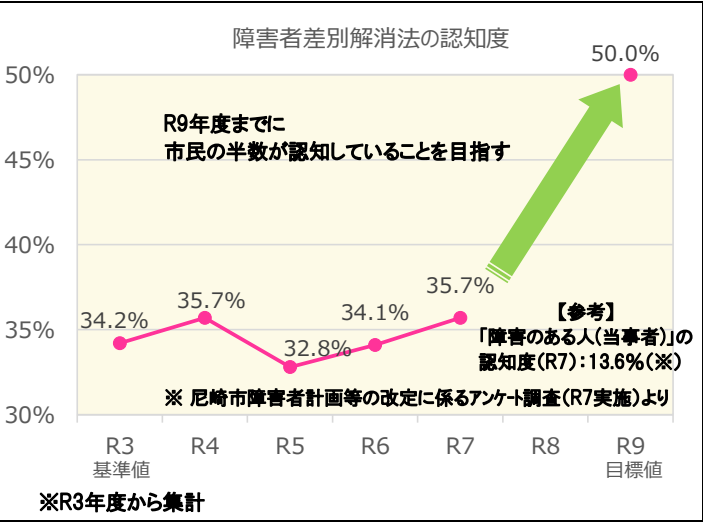
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	34.2	35.7	32.8	34.1	35.7
B	意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	45	60	64	61	54
C	合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	36.0	10.5	8.0	12.4	9.5
D										
E										

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	手話通訳者等派遣事業の見直し
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【安全に暮らす(安全・安心)】 (目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。 ①《障害特性に配慮した避難支援》 防災総合訓練及び「1.17は忘れない」地域防災訓練において、障害者支援施設と協力して福祉避難所開設シミュレーション訓練を実施した。 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 (目標指標A・C) (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。 ②《障害者虐待の防止》 令和7年度の障害者虐待防止センターへの通報・相談件数は85件、虐待認定は10件であった。施設従事者等による虐待防止策として、昨年度に引き続き、特定相談支援ほか既存のネットワーク会議において障害者虐待防止に係る合同研修会を開催した。 ③《差別の解消、合理的配慮》 障害者差別解消支援地域協議会においては、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を改正するため、差別に当たる事例や合理的配慮に当たる事例などの記載を充実すべく意見交換を行った。 ④《職員への理解・啓発》 職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、合理的配慮に関する研修動画の配信や、ハローワークによる「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施したほか、新任課長や新採職員を対象とした必須研修についても継続して実施した。また、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組等を周知し、活用を促した。	
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 (目標指標B) (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。 ⑤《意思疎通支援者の養成等》 意思疎通支援者に係る各養成講座の受講修了者数は全体で54人、新規の派遣利用登録者数は10人であった。手話通訳者等派遣事業については、市の設置手話通訳者等といった他制度との役割分担に苦慮する事例があったことなどを踏まえて、令和8年度に業務委託から直営化し、迅速な派遣決定が可能となるよう改善を図ることとした。 ⑥《手話の普及啓発の取組》 市民等向け啓発講座全体(4講座12回)の参加者数は89人であった。手話言語の国際デー並びに手話の日・国際ろう者週間では、昨年に続き尼崎城のブルーライトアップ、啓発用ポケットティッシュの配布、本庁舎にて啓発のぼりの設置を行ったほか、本市が協定を締結している商業施設にて手話啓発イベントを初開催した。さらに、東京2025デフリンピック開催前のキャラバンカーの来尼時に応援イベントを開催し、デフリンピックのPRとろう者への理解促進に努めた。手話言語条例施策推進協議会では、障害者計画の実施状況の評価の中で、各場面での情報保障の在り方等についての意見交換を行った。	
①防災訓練時より様々な障害を想定した情報保障等の環境整備に取り組む必要がある。また、障害特性により指定避難所に行けず在宅避難を余儀なくされている人への情報伝達が課題である。 ②障害福祉サービス事業所への啓発活動は継続的になされているが、養護者や使用者からの虐待防止の観点からの啓発活動が不足している。 ③令和7年度は、協議会において意見交換を行ってきたが、対応要領の改正内容案の整理や効果的な啓発策の検討には至らなかった。また、障害者差別解消法の認知度が障害当事者の方が低くなっているため、障害当事者の認知度を高める取組が必要である。 ④合理的配慮を知らない職員の割合について、障害者活躍推進計画策定時(令和元年度51%)に比べて改善されているものの、目標達成には至っていない。	
⑤手話通訳者養成講座を修了しても全国統一試験に合格せず手話通訳者登録になかなかつながらない状況が続いているため、手話通訳者等派遣事業の直営化と合わせて、手話通訳者等養成講座の充実を図るための検討を行ってきたが、事業の見直しまでには至らなかった。 ⑥手話施策推進法が成立、施行され、毎年9月23日が「手話の日」と定められたことから、「手話の日」の認知度を高めるための啓発により注力する必要がある。	

令和8年度の取組
【安全に暮らす(安全・安心)】 ①防災訓練において様々な障害を想定した情報保障等を検討する。また、在宅避難者についても要支援者支援システムの活用により的確な把握と情報伝達に努める。 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 ②民間企業との包括連携協定締結の際に、障害者虐待を発見した時の通報の協力について盛り込むよう努めるほか、障害者就労支援フォーラム等の機会を捉えて障害者虐待防止についての意識啓発を進めていく。 ③協議会において、対応要領の改正内容案を整理するとともに、障害当事者の障害者差別解消法の認知度を高める取組など、効果的な啓発策について検討を進めていく。 ④障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくために、合理的配慮等の研修を継続して実施するとともに、各局における障害のある会計年度任用職員の任用を継続し、一緒に働くことで、障害や障害者への理解を深める等の取組を引き続き行う。 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 ⑤手話通訳者等派遣事業については、直営化後の実施状況を見ながら、業務改善効果について検証を行っていく。 ⑥従来より実施している啓発イベント等において「手話の日」をより積極的にPRしていくとともに、手話言語条例施策推進協議会において、「手話の日」の認知度を高めるより効果的な啓発方策について検討し、実施していく。
主要事業の提案につながる項目
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 ⑤手話通訳者等の養成講座において、不足している講師の安定的な確保や、より実践的で効果の高い内容となるよう、充実改善策の具体化を図り、事業の改善を図っていく。

6 評価結果

評価と取組方針
・手話通訳者の不足を解消するため、全国統一試験に向けたカリキュラムの充実と講師確保の取組を進めるなど、安定的に支援を届けられるよう事業改善を図る。 ・あわせて、AI手話翻訳サービスなど障害者の意思疎通支援等におけるデジタル技術の活用について、先進導入事例の実施状況等を踏まえ、研究を進める。